

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター 令和3年度事業計画書

1. 令和3年度運営方針

令和3年度は、指定管理者施設として事業運営を受託してから10年目であり、最終年度になります。これまでの事業活動の振り返りを行います。また、これまで以上に法人理念でもある「夢と希望のもてる誰もが住みやすい社会との架け橋を築く」ということを意識し、精神障害を抱える人々の権利が守られ誰もが主体的に生活ができるよう支援します。そして、ご本人・ご家族や関係機関の方々と協働しながら、円滑な横浜市精神障害者生活支援センター事業の運営を図っていきます。

2. 施設概要等

① 所在地

〒230-0062

横浜市鶴見区豊岡町28-4 ハーモニーとよおか4階

TEL: 045-576-3173 FAX: 045-576-3172

HP URL: <https://www.ysjk.jp/tsurumi> Email:tsurumi-s.c@ysjk.jp

② 開所年月日

平成24年4月1日

③ 運営時間

月曜日～金曜日 午前9:00～午後20:00

土曜日 午前9:00～午後17:00

④ 休館日

日曜日、年末年始(12/29～1/3)

⑤ 各種サービス利用料金

- ・夕食 400円
- ・入浴 100円
- ・洗濯 100円
- ・インターネットサービス 10円(10分)

⑥ 職員

【常勤職員】

所長 : 1名(精神保健福祉士)

相談員: 5名(精神保健福祉士5名、社会福祉士3名)

【非常勤職員】

相談員：5名

(精神保健福祉士4名 週5日勤務2名 週4日勤務2名 週2日勤務1名)

【アルバイト】

事務・相談員：3名 事務・清掃1名(障害者雇用) 調理アルバイト：5名

3. 事業概要等

- ① 精神障害者の権利擁護のための支援
- ② 日常生活に関する相談及び個々の生活に必要な情報提供
- ③ 利用者への食事、入浴、洗濯、レクリエーションの提供
- ④ 利用者本人と家族の相互作用を意識した家族へのメンタルヘルス支援
- ⑤ 地域への精神保健福祉に関する普及啓発活動
- ⑥ 地域関係機関とのネットワーク強化
- ⑦ ピア活動につながるような利用者の主体性を促す支援
- ⑧ 自立生活アシスタント事業
- ⑨ 横浜市地域移行・地域定着支援事業
- ⑩ 個別支援計画に基づく支援展開
- ⑪ 指定特定相談支援事業(計画相談支援)
- ⑫ 指定一般相談支援事業(地域移行・地域定着支援事業)
- ⑬ 自立生活援助事業

4. 重点目標

- ① 制度の狭間にいる対象者を支援できるよう生活支援センター基本相談機能強化を図る。
- ② 調査・分析から見えてきた地域課題の具体的解決策を検討する。
- ③ 関係機関との連携による精神保健福祉に関する普及啓発活動の継続実施を行う。
- ④ 当事者活動団体、家族会との連携強化、互恵関係を重視し協働活動を行う。
- ⑤ 相談支援専門機関としての役割強化、専門家としての職員のスキル向上を図る。
- ⑥ 国給付事業(自立生活援助事業)、横浜市事業(自立生活アシスタント事業)を活用しアウトリーチ活動の更なる充実を図りつつ、センター内業務とのバランスを調整する。
- ⑦ 環境調整ができれば退院可能な方への地域移行支援及び区内精神科病院との連携強化
- ⑧ 区福祉保健センター、基幹相談支援センター及び関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点事業の形を整えていく。
- ⑨ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの充実に向けて、社会福祉協議会、連合町内会、民生委員等に協力を仰ぎながら、普及啓発活動に取り組み、精神障害に対して正しい理解を区民の方にして頂けるよう研修等を開催する。障害有無関係なく、誰もが住みやすい街になるような地域を目指していく。

5. 施設運営の具体策

I. 安心の提供

I. フリースペースによる交流

居場所提供時間は、時間短縮となったが、引き続き利用者同士の交流、職員が身近な相談者として存在するための場として、安心して利用できるよう環境アセスメントを定期的に実施しながら、様々なイベント等を通して交流機会を提供していきます。

II. バースデーカードの送付

虚無感や孤立感を感じてしまう人に対して社会とのつながりを感じて頂く一環として、職員が作成したバースデーカードを送り、一人ではないという安心感を提供します。

III. 安否確認

利用登録以降、その利用者が生活支援センターへの来館や連絡がない場合、安否確認のための電話連絡を行う。また、必要に応じて関係機関と連携して自宅訪問し安否確認を行います。

II. 日常生活に対する支援

I. 生活スキルの向上

安定した日常生活を送ることが困難な方や不安を感じている方には、電話相談や職員の訪問により、地域生活のしづらさを軽減するための支援を行う。また、体験不足による生活障害の改善に向けては、センターイベント、同行による余暇活動支援等を通して体験の機会を提供します。

II. 食生活の提供

夕食サービス（1食400円）を利用者のニーズに合わせて実施します。また、運営時間変更に伴い、土曜日に夕食提供の代わりに昼食会を開催し、共同作業での食の提供を行います。

III. 清潔の保持

来館時の声かけや相談から生活状況の把握を行い、入浴・洗濯サービス（1回100円）を活用しながら清潔の保持に向けた支援を行います。

IV. 情報提供

情報に関しては、センター内掲示及び自由に閲覧可能な状態として下記の提供を行います。

I. 他区生活支援センター機関紙

II. 各種福祉サービス事業所パンフレット

III. 研修会及び勉強会のチラシ

IV. 家族会及びセルフヘルプグループの活動報告

V. 注意事項等

また、必要に応じてインターネットサービス（10分10円）を活用して頂き、情報を取得できるようにします。

V. 相談支援

ケアマネジメント手法に基づく個別支援を重要視し、利用者の必要に応じて個別支援計画を作成し、支援にあたっていきます。必要時には積極的に同行・訪問支援を実施します。

VI. 地域交流

I. 各町内会の催しへの積極的な参加

年2回の運営連絡会や毎年、夏祭りを合同で開催して地域の方々や子供達に精神障害について知る機会を提供し、体験を通した正しい障害理解がされるよう努めます。

II. 地域課題の調査・分析に基づいた取り組み

鶴見区は、鶴見駅を中心に海側と山側で街並みや住環境の違いが顕著です。これまでに実施した地域課題の調査・分析に基づき、課題解決に向けた取り組みを実施します。

6. 家族支援

I. 鶴見区家族会「のぞみ」との協働活動

家族会主催のイベントへの積極的な参加、家族会とセンターとの協働イベントの開催を実施します。

II. 出張相談会等ケアプラザとの連携強化

区内ケアプラザにおいて、障害理解講座を行い、地域の相談ニーズを拾い上げができる機会を積極的に構築していきます。

III. 鶴見区家族のニーズ把握及び普及啓発

毎月の家族会定例会に参加をし続け、ご家族の心情理解、意見などを把握し自立支援協議会等で伝えていく。他の場でも、家族会と連携しながら必要なことを発信していく。

7. ピア活動支援

I. セルフヘルプグループの活動後方支援

鶴見区生活支援センターでは、平成29年度に「かさぶらんか」という名称でセルフヘルプグループが利用者主体で誕生しました。その活動が円滑に継続できるよう後方支援を継続的に行うと共に主体的に活動できる機会を提供していきます。

II. ボランティア活動支援

これまでに、利用者や地域住民、学生ボランティアを積極的に受け入れています。今後もボランティア活動を通して、精神障害者に対する理解が深まる契機になるよう、積極的な受入及び周知を行います。

III. 専門団体との協働活動

横浜当事者研究会、WRAP ファシリテーター、横浜市精連、神奈川県精神保健福祉士協会等の専門団体と連携し、各種研修会の開催や研修運営等に協力をしていきます。

8. 人材育成・精神保健福祉士実習生の受け入れ

ネットワーク力を活かし、職員の資質向上に繋がるような内部勉強会を年3回開催します。また、既存のインフォーマルな区内の事例検討会「通称：うみやま会」にも積極的に参

加し、個々のレベルアップを図っていきます。

センター標準化に伴い、運営時間も変更となったことを活かし、同法人2センターとの合同研修も可能になりました。隔月で合同研修も実施し、内部の統一化も図ります。

実習生の受け入れも引き続き、積極的に行います。将来、利用者の利益向上に繋がるような仲間の育成に貢献していくことを目的の一つとし、養成校との連携も強化し、指導の資質向上にも務めていきます。

9. 施設の管理運営

I. 個人情報保護

個人情報保護に関する勉強会をセンター内で行い、日常的支援・電話対応、記録の取り扱いなど、個人情報を保護する基本的な決まり事を職員間で徹底します。そして、マニュアルを作成し、隨時見直しを行い、職員誰もが自己点検できるようにします。また、パソコン等データベース関連は、法人の規定に基づいた個人情報保護を遂行します。

II. 安全対策

リスクマネジメントを意識し、センター内ハード面、ソフト面の両面から想定できるリスクを回避できるよう意識を高め取り組んでいきます。

III. 事故防止体制・緊急時対応

安全管理委員会を組織し「安心は何事にも優先する」という意識を持ち、毎月1回ヒヤリハット事故の内容把握、原因追究、対応策の立案を職員一体となって行い、再発防止に努めます。必要に応じて安全管理マニュアルの改訂を行います。また、緊急時対応に関しても職員間で意識共有し、緊急時対応マニュアルをベースに的確な対応をしていきます。

IV. 苦情解決・利用者アンケート

利用者からの苦情・要望は、「生活支援センター運営改善への重要な提言」と捉え利用利用者満足度を考える担当職員を設け、整理していきます。これまでと同様に、寄せられた意見に関しては、職員ミーティングで話し合い、回答を掲示します。また、サービス向上のための貴重な情報源として、利用者からのアンケート、家族会の会合、ご意見 BOX、第三者委員からの意見などを職員で共有し改善対策に役立てていきます。

10. 自立生活アシスタント・自立生活援助事業

その都度、必要な新規ケースの受入が円滑にできるよう、事業利用中の方の再アセスメントを定期的に行い、支援終了可能な方は、基本相談及び他の支援に繋げていきます。具体的数値目標としては、25名の方を支援します。数値目標を実現できるよう、体制を整えていきます。また、自立生活援助事業については、支援が必要な方を受け入れていきます。契約者数は、15名を目標と考えています。

11. 横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業

鶴見区自立支援協議会精神保健部会を軸に、区内精神科病院との協働活動を活性化させ、

地域移行支援が円滑に進むよう働きかけていきます。区福祉保健センター、基幹相談支援センターと情報共有及び連携強化しながら、区外精神科病院に入院している鶴見区の方の現状把握に努め、積極的に働きかけを行い、事業対象者層の拡大を図ります。

12. 指定特定相談支援事業（計画相談支援事業）

区福祉保健センター、基幹相談支援センターとの定例会議の中で他の事業所では対応困難なケースを専門相談機関として積極的に受け入れていきます。基本相談支援事業等、他の事業とのバランスも見ながらではあります、具体的数値目標は、契約者数 100 名とします。

13. 指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着支援事業）

市事業の病院との協働活動を通して、支援が必要な方を発掘し積極的に受け入れていきます。区内精神科病院との連携強化は当然のことながら、近隣病院とのケースを通して関係性を深め、一人でも多くの退院可能な方の支援を実施していきます。

14. その他活動

I. 鶴見区自立支援協議会

各部会（権利擁護部会、精神保健福祉部会、相談部会）に職員を 1 名ずつ派遣し、関係機関の連携強化に努め、部会活動の活性化に貢献していきます。

II. 地域生活拠点事業

3 機関連携にて対応が必要なケースの掘り起しを行いながら、必要な支援を展開していきます。

III. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

本事業が、円滑に推進されるよう精神保健福祉部会を活用しながら、その活動力が高められるよう貢献していきます。

IV. 横浜市生活支援センター連絡会

センター向上員会、ピア活動ワーキングに職員を派遣し、生活支援センター全体が課題解決に向けて取り組めるよう尽力します。

V. 横浜市精神障害者地域生活支援連合会への協力

部会に職員を派遣し、市全体の精神保健福祉の向上に寄与します。

VI. 10周年記念イベントの企画運営

利用者、家族、関係機関と共に 10 年を振り返り次に繋げることが出来るようなイベントを企画運営致します。

令和3年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：鶴見区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人横浜市社会事業協会

【収入】

(単位:千円)

科 目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センタ一本体	退院サポート	自立支援アシスタンス	
指定管理料	72,830	52,151	10,488	10,191	
法人負担金	2,000	1,000	500	500	
合 計	74,830	53,151	10,988	10,691	

【支出】

科 目	金額				左記「金額」のうち 法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センタ一本体	退院サポート	自立生活アシスタンス		
人件費	64,869	44,576	10,288	10,005	2,000	
所長						
常勤職員						
非常勤職員	17,855	10,055	3,900	3,900	2,000	
アルバイト	4,600	4,600				
調理アルバイト	2,800	2,800				
嘱託医賃金	968	968				
法定福利費	6,904	4,400	1,276	1,228		
退職給与引当金	1,658	958	360	340		
福利厚生費	150	100	25	25		健康診断等
労務厚生費	84	60	12	12		ハマフレンド
施設管理費	4,840	4,840	0	0	0	
光熱水費	2,000	2,000				
庁舎管理	2,700	2,700				
修繕積立金	200	200				
入浴サービス等実費徴収額	▲ 60	▲ 60				
運営費	4,750	3,735	510	505	0	
旅 費	1,500	900	300	300		
消耗品費	800	700	50	50		
印刷製本費	165	150	10	5		
修繕費	200	200				
通信運搬費	900	600	150	150		
賃借料	375	375				
備品等購入費	400	400				
保険料	210	210				
雑費	200	200				
本部繰入金	371		190	181		
合 計	74,830	53,151	10,988	10,691	2,000	